



Title	クビライとパクパ：宗教教団を通じたモンゴルの中国支配の実態解明に向けて
Author(s)	中村， 淳
Citation	大阪大学， 1997， 博士論文
Version Type	
URL	https://hdl.handle.net/11094/40110
rights	
Note	著者からインターネット公開の許諾が得られていないため、論文の要旨のみを公開しています。全文のご利用をご希望の場合は、大阪大学の博士論文についてをご参照ください。

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

氏 名	なかむらじゅん 中村淳
博士の専攻分野の名称	博 士 (文 学)
学 位 記 番 号	第 12894 号
学 位 授 与 年 月 日	平成9年3月25日
学 位 授 与 の 要 件	学位規則第4条第1項該当 文学研究科史学専攻
学 位 論 文 名	クビライとパクパ ——宗教教団を通じたモンゴルの中国支配の実態解明に向けて——
論 文 審 査 委 員	(主査) 教 授 森安 孝夫 (副査) 教 授 濱島 敦俊 教 授 東野 治之 助教授 荒川 正晴

論 文 内 容 の 要 旨

本論文は、クビライが、大元ウルス（元朝）という国家の建設を目指すにあたって、チベット仏教僧パクパの能力と知識を最大限活用しようとした側面を明らかにしようとするものである。本文は、序文、第1部（3章）、第2部（2章）、結語からなり、枚数は、507枚（400字詰め換算）である。

序文では、モンゴル時代の「チベット」に関わる研究が、チベット史・仏教史の二つの方向から進められてきたことを示し、それぞれについての研究史整理を行なうとともに、本論文の研究手法、視点、課題を設定する。

第1部第1章では、中国の河南省に立つ少林寺聖旨碑に刻まれた13世紀のウイグル文字モンゴル文と漢文とのバイリンガル（蒙漢合璧）碑文を学界に初めて紹介するとともに、その研究を行なった。そして、クビライがパクパに「国字」としてパスパ文字の作製を命じた1269年に前後して、聖旨をはじめとする公文書の書式を統一し、文書行政を一層推し進めようとしていたことを明らかにした。

第1部第2章では、1250年代に、前後3回にわたって行なわれた史上名高い「道仏論争」について論じる。まず、皇帝モンケによって開かれた前2回の論争に関わる史料を、従来唯一の拠り所とされてきた『至元辯偽録』（漢文）以外に、フランシスコ修道会ブルクの『旅行記』（ラテン語）と、14世紀に成立したチベット年代記『紅史』とに見出した。そしてそれらを総合的に分析し、首都カラコルムにおいて、モンケ主催の宗教論争が、道教・仏教間のみならず、キリスト教、イスラム教をも含む諸宗教の間で複数回にわたって行なわれた事実を明らかにした。つぎに、開平府（のちの上都）において皇弟クビライが主催した1258年の第3回道仏論争について、パクパの著作やクビライの発令文（令旨）などによって再検討する。そして、この論争が単なる宗教論争ではなく、クビライが、ユーラシア全域にまたがるモンゴル帝国の皇帝モンケによって委ねられた中国方面における施政方針を示す一大セレモニーとして行なわれたことを明らかにした。

第1部第3章では、少林寺聖旨碑に刻まれた2通のクビライの発令文（聖旨）を手がかりにして、クビライ登位（1260年）後の仏教界の構造について論じる。1261年の聖旨は、曹洞宗の教団長らに対して、パクパのもとに華北の仏僧を管轄するよう命じ、一方、1268年の聖旨は、曹洞宗の大寺少林寺の住持に対して、やはりパクパのもとに河南地区の仏僧を管轄するよう命じている。また別に、1269年に曹洞宗の高僧がパクパの命令によって靈巖寺の住持となたと、その住持自身の伝記が伝える。そして、これらに前後して、クビライはパクパを国師（1260年）、帝師（1270年）に任命しているのである。すなわち、クビライは、大都の万寿寺、河南の少林寺、山東の靈巖寺を拠点とした華

北仏教の最大勢力である曹洞宗の上に、チベット仏教のパクパを位置づけ、コントロールしようとしたのであった。

第2部第1章では、帝師の発令文である法旨（チベット語・漢文・モンゴル語）を拠り所としながら、パクパ以後チベット仏教の高僧が任命された歴代帝師の活動拠点に関する考察を行なった。法旨は、聖旨等と同様に一定の書式をもっているため、発令者である帝師がいつ、どこで、それを発令したかがわかる。そこでそこから発令年次と発令地のデータを抽出し操作を加えることによって、帝師が皇帝に従い、元の首都大都（冬都）と上都（夏都）の間を季節移動していた姿を浮かび上がらせた。つぎに、大都を発令地とする法旨のなかに、チベット文でMe tog ra ba'i sde chen po（花園大寺）、漢文で「大護国仁王寺」と具体的に記されているものがあることに着目する。そしてそれぞれについて、チベット年代記および漢文文献の関連史料を検討し、それが同一の寺院を指した呼称であったことを明らかにした。すなわち、皇帝とともに両都間を往来した帝師は、大都ではチベット語でMe tog ra ba'i sde chen poと呼ばれた大護国仁王寺を居所としていたのである。さらには、この寺院が、1270年すなわちパクパの帝師就任の年に、クビライによって建立されたチベット仏教様式の寺院であったことを明らかにした。

第2部第2章では、大元ウルスの歴代皇帝世祖クビライ・成宗テムル・武宗カイシャン・仁宗アユルバルワダ・文宗トクテムルとそれぞれの皇后の肖像（御容）を納めた勅建寺院（神御殿寺）と、チベットないしチベット仏教との関わりを探る。まず、これらの神御殿寺が全て大都地区にあってだけでなく、いずれもがクビライの建立にかかる大護国仁王寺に雛形をもつチベット仏教様式の大建築であったこと、さらにそこに納められた御容の制作にはチベット産の材料が使われていたことを明らかにした。また、従来、これらの神御殿寺には、建立者である皇帝や皇后によって広大な土地等が寄進され、各々に寺院・荘園管理用の総管府という役所が置かれたことが知られていた。申請者は、このうち、クビライの建立した大護国仁王寺の総管府のみが、パクパをはじめとする歴代帝師が統括した、大元ウルス治下の仏教界全体とチベット地域を管轄する特殊一級官署である宣政院の下属機関であったということを示す。そしてさらに、法旨の分析を通じて、帝師とともに居留していたチベット仏教僧と総管府の役人が、同寺の寺産からの税糧徴収にあたっていたことを明らかにした。

結語では、本論文で明らかにした、大元ウルス書式の確立、パクパを頂点とする仏教界の再編成、パクパの帝師任命、太廟での仏事挙行、神御殿寺の建立等々の諸事が、大都の創建、パスパ文字の作製と頒布、「大元」という国号の発布等々とともに、全てクビライの壮大な意図のもとになされ、互いに連動していたことを指摘し、クビライがなぜ数ある宗教の中からチベット仏教を選び、パクパを重んじたのか、という最大の疑問に答える足がかりが築かれたことを述べた。

論文審査の結果の要旨

本論文は、クビライが、ウイグル・ムスリム・タングート・女真・契丹・漢人などの有能な人材をブレーンにして、中国をその版図の一部とする大元ウルス（元朝）という新型の世界帝国を建設する際、潜邸時代より関わりをもった幾人もの諸宗教の高僧の中からチベット仏教サキャ派のパクパを抜擢し、彼を宗教的には尊崇しつつも、政治的には十分利用して、大元ウルスの宗教的・政治的枠組みを築いていく過程を明らかにしたものとして、高く評価できる。

従来、モンゴル時代のチベットないしチベット仏教を対象とした研究は、大きく言って、二つの方向から進められてきた。一つは、チベット史の一時代としてモンゴル時代を扱うチベット史の立場からの研究であり、もう一つは、モンゴル、特にクビライ以降の元朝が、歴代「中国」王朝に類をみないほど、仏教ことにチベット仏教を崇拝したことに注目する中国（元朝）宗教史の立場からの研究である。しかしながら、同じ「チベット仏教」を対象とするチベット史・中国宗教史の研究は、いずれも興味の対象がそれぞれの歴史世界の枠内から大きく出ることはなく、また、チベット語史料を中心とする前者に対して、後者は漢語史料のみにもとづく。そのため、両者は互いの成果を取り入れることなく、ほぼ完全に独立して研究の蓄積を重ねてきた。

本論文の最大の特長は、以上の問題点を踏まえた上で、チベット語・漢語はもとより、モンゴル語・ウイグル語・ペルシア語・ラテン語で記された文献に広く関連史料を求めながら、従来の中国宗教史の立場からの研究においても、チベット史の立場からの研究においても、見過ごされてきた側面に光を当て、多くの新事実を掘り起こすとともに、

モンゴル時代史の研究に新たな展望を開いたことである。

第1の成果は、従来まったく知られていなかったモンゴル文・漢文の合璧碑である少林寺聖旨碑の研究を通じて、モンゴル時代の発令文研究を大きく進展させたことである。従来の発令文研究は、言語学・文献学的なものが主流で、その一つ一つを解説することに終始していた。これに対して、申請者は、同碑に刻まれた聖旨4通に詳細な訳注を施すだけでなく、既知の発令文とあわせて総合的に研究することによって、モンゴル時代の文書行政の実態の一端を明らかにし、さらに、一步踏み込んで、同碑に刻まれた聖旨を歴史史料として十分に活用した。

第2の成果は、史上有名なモンゴル期における「道仏論争」を、モンゴル時代史全体の脈絡の中でとらえ直したことである。従来、この論争に関連するまとまった文献が、仏教側の『至元辯偽録』のみであり、一方の当事者である道教側には関連史料が全くないため、場合によっては論争が実際に行なわれたことさえ疑われてきた。これに対して申請者は、まず『至元辯偽録』に収められた皇帝モンケと皇弟クビライの発令文に着目し、少林寺聖旨碑の分析を通じて明らかにしたモンケ時代からクビライ時代にかけての発令文の著しく定型化した書式と対照することにより、これらの発令文の信憑性を確認し、その史料としての有効性を示した。そして、従来の研究では用いられていない非漢語史料を活用し、「道仏論争」が実際に行なわれただけでなく、さらにそれが単に道教と仏教の間の問題ではなく、幾つもの宗教間に行なわれた論争の一環であったことを明らかにした。

第3の成果は、クビライのバクパ登用の政治的・宗教的意義を、従来とは異なる角度から明らかにしたことである。クビライは、チベット以外の地域においては何らの基盤も持たないバクパを華北仏教の最大勢力である曹洞宗の上に位置づけることによって、その功績に報い、同時に彼の権威をいっそう高める一方、バクパを利用して自分を仏教思想の金転輪聖王とみなすシステムを構築させ、世界の帝王としての権威付けを行なわせたのである。

第4の成果は、これまで全く不明とされてきた大都における歴代帝師の活動拠点が大護国仁王寺であったこと、そして帝師が皇帝とともに季節移動していることを明らかにしたことである。そしてそこからさらに、大護国仁王寺と宣政院との間の「チベット＝コネクション」とでもいうべき極めて密接な関係をえぐり出した。このことによって、花園大寺と大護国仁王寺が同一の寺院を指した呼称であったとする結論を揺るぎないものにした。従来、大都の神御殿寺を含む勅建寺院の存在は、元朝皇帝の崇仏の象徴の一つとされ、大護国仁王寺も単にそのひとつの事例とされてきたにすぎなかったが、ここに大護国仁王寺が他よりぬきでた重要な位置を占め、大都をチベット密教独特の雰囲気に取り囲み、クビライを真に世界の帝王として人々の目に焼き付ける様々のパフォーマンスの中心にあったことを明らかにした。

本論文は、クビライとバクパの実績を、幾多の先行研究を着実に踏まえたうえで、それをモンゴル時代史全体の脈絡の中でとらえ直そうとした意欲的な業績であり、本審査委員会は、本論文が博士（文学）の学位にふさわしいものと認定する。